

八幡・京田辺地域の宗門帳

—「町村沿革取調書」の近世文書—

東 昇

はじめに

本稿は、八幡・京田辺地域の宗門帳について、明治中期京都府が調査した「町村沿革取調書」を中心に、京田辺市の近世文書で検証し各領主別に比較する。八幡市域の「町村沿革取調書」は下奈良・上奈良・戸津・野尻・美濃山新開・内里村分が現存しており、領主は南山城の特徴である相給地帯として、石清水八幡宮・幕府・淀藩・公家・旗本など多様である。そしてこの地域の寺院は、ほぼ浄土宗が占めている。

この「町村沿革取調書」は、京都府の町村制実施のため、新町村編成案の作成にあたり、明治19～20年(1886～1887)に実施した近世期における旧町村の調査記録である⁽¹⁾。山城国7郡(愛宕、葛野、紀伊、宇治、乙訓、綴喜、相楽)、丹波国3郡(北桑田、何鹿、天田)、丹後国3郡(与謝、熊野、中)、計13郡の内一部の村の記録が現存する。項目内容は、町村沿革(管轄・旧時草高・郷村分合名称)、町村役人沿革、役場区域沿革、町村費、町村共有物、租税、戸籍、町村寄合、町村取締、公事訴訟、土木工事、生業、神社寺院、冠婚葬祭、町村休日慣行である⁽²⁾。このうち「村役人職務」「宗旨改手続」「帳簿点合并取調方手続」には、各村の宗門改の概要、また「戸籍沿革」の「帳簿名称」では、宗門帳、村送り手形の様式が記される。

宗門帳の様式・記載項目の研究は、筆者がすでに岡山藩、津山藩、幕府領肥後国天草郡の各宗門帳群から、各領における支配政策と地域情報の把握、関連性を考察した⁽³⁾。また松浦昭氏が越前国、平井昌子氏が全国規模で分析している⁽⁴⁾。いずれも各地の多様な事例が判明するが、いまだ研究の少ない分野であり、事例蓄積の必要性がある。

そこで本稿では、宗門改制度によって作成される宗門帳と村送り手形の様式について、「町村沿革取調書」に記される八幡市域と、京田辺市域の近世文書を使用し、領主別に比較し、特徴を述べたい。

1 石清水八幡宮領の宗門帳と村送り

「町村沿革取調書」の「戸籍沿革」部分の「帳簿名称」には、宗門帳・村送り・寺送り3点の写しが主に掲載されている。3点ともにそろっているのは下奈良村・上奈良村で、淀藩領の野尻・戸津村は宗門帳のみである。

まず下奈良村は「本村八幡神領ノ頃ハ宗門帳ト称セリ」とあり、石清水八幡宮領で「宗門帳」と称していた。表紙は慶応2年(1866)9月「浄土宗門人別帳」とあり、つぎのように書式が続く。

一代々浄土宗京百万遍末城州綴喜郡

生国山城八幡檀所町正福寺 (印)

<百姓、本人 何右エ門、四十五才>

<嫁 なに、三十二才>

<倅 何太郎、十三才>

<妹 なに、式才>

<母 なに、六十三才>

右壹軒合五人ノ内<男式人、女三人>

以下同シ

一浄土宗正福寺末正光寺 清誉 (印)

家数何拾何軒、此人数何百何拾何人

一右拙僧共致印形候人々檀那ニ紛無御座候、若シ法度ノ宗門ト申者御座候ハ、何時成トモ申明可仕候、為其如件御座候以上

一浄土宗門<男何拾人、女何拾人><京百万遍末城州綴喜郡八幡檀所町>正福寺 (印)

右之通村中不殘吟味仕宗門相改帳面差上申候

切支丹宗門不申及転之類ト壹人モ無御座候、他所ヨリ当村来借屋於有之、最前居之様子承り届、勿論吟味仕寺請状取置候仕者、請状主人方へ取置申候、若不審成者隠居外ヨリ露頭仕候ハ、本人者不申及組合之者年寄如何様之曲事可被仰付候、為其一札如件

慶応二寅年九月 下奈良村年寄

何 某 (印)

何 某 (印)

何 某 (印)

御当職様

御役人中様

(註<>は割書)

本文では、家別に、生国、各人の続柄、名前、年令があり、最後に合計の男女人数が記される。後半は、村全体の家数・人数、正光寺と下奈良村年寄が奥書し、石清水八幡宮の当職役人宛となっている。石清水八幡宮領関係では、本書収録の念佛寺文書に、安政5年(1858)8月「浄土宗門人別御改帳」図1がある⁶⁾。この文書には、各寺の住職・弟子10人の生国、続柄、名前、年令の項目が記され、「城州綴喜郡八幡旦所町念仏寺并未寺中」から「御当職御役人中」宛に提出された文書の控である。村民と僧侶との違いはあるが、下奈良村と念佛寺の宗門帳は、項目や宛名などが共通している。つぎに村送り・寺送り手形の書式が記される。

村送り写シ

古郷送り一札ノ事

一何某殿御領分山城国綴喜郡何村百姓何右エ門娘なに当年十八才ニ罷成モノ、此度其御村方何右エ門方へ縁付遣シ申候、宗旨ハ代々浄土宗ニテ寺ハ全村正念寺檀那ニ紛無御座候、則別紙寺送り相副へ遣シ申候、此モノ於古郷ニ何ノ差構等一切無御座候、為後其御村方宗旨御帳面へ御加入被成下度候、為後日右古郷送り一札如件

城州綴喜郡下奈良村

慶応二寅九月 年寄 何右衛門 印

何村御役人中

寺送り写シ

宗旨送り一札ノ事

山城国綴喜郡下奈良村

百姓 何右衛門

娘 なに

一右之者代々我等宗門ニ紛無之候、浄土宗ニ御座候、御公儀御法度之切支丹ニ毛頭無之候、依テ宗旨送り一札差出候、若シ又外方ヨリ宗旨之義ニ付故障申出者有之候ハバ、我等罷出急度埒明可申候、依テ一札如件

山城国綴喜郡下奈良村

慶応二寅九月 正光寺 (印)

何村役人中

各文書の表題は、村送り「古郷送り一札ノ事」、寺送り「宗旨送り一札ノ事」である。両文書は、文書に例示された婚姻などの人の移動に、同時に作成し送付される場合が多い。村送りの「古郷送り一札ノ事」、「於古郷」という、一般的に村とある部分を古郷としている点が特徴といえる。実は「古郷」という言葉を使う村送り手形は、美濃国本巢郡長屋村（本巢市）長屋家文書にも存在する⁶⁾。天保12年（1841）から明治4年（1871）まで、「古郷送証文之事」という表題で、縁付、養子など、内容は村送り手形である。長屋村は、明和7年（1770）以降幕末まで、大垣藩預かりの幕府領であった⁷⁾。八幡地域以外でも一部で「古郷」を使用していることが判明する。

2 幕府領の宗門帳と村送り

上奈良村は、「本村旧幕府領地并ニ吉田意安領地ノ比宗門帳ト称セリ」とあり、幕府領と医家吉田家領の相給である。表紙は、天保3年3月「宗門御改寺請并家別人別牛馬員数帳」と記載され、つぎのように本文の書式が続く。

一高何石何斗何升 何某 印
 屋敷 長何間 本家 梁何間
 横何間 桁何間
 土蔵 梁何間
 桁何間
 家数 式軒

一城州綴喜郡八幡念仏寺末寺当村阿弥陀寺檀那寺印

	四十三才	本人	何右衛門
	三十七才	妻	おなに
	十三才	男子	何太郎
	八才	男子	何次郎
	六十壹才	母	何に
寺印○	五人	内男三人	
本人○		女二人	
	下男	何吉	一人
	下女	なに	一人
	牛壹疋	組合持	

已下全之

本文では、家別に、石高、名前、屋敷・本家・土蔵の間数に続いて、檀那寺、年令、続柄、名前、最後に合計の男女人数、下男・下女、牛数が記される。後半は、念仏寺末寺阿弥陀寺と上奈良村百姓代・年寄・庄屋の奥書があり、「代官所何某殿御役所代」宛とある。

この表題・様式は、上村（京田辺市）の元治2年（1865）3月「宗門御改寺請并ニ家別人別牛馬員数帳」と同じである⁹⁾。上村は享保14年（1729）の「山城国高八郡村名帳」によると禁裏御料291石、幕府領55石の相給である⁹⁾。いずれも京都代官管轄であり、宗門帳の宛名は小堀数馬である。また江津村（京田辺市）の文化4年（1807）3月「仙洞様御料宗門御改寺請并家別人別牛馬員数帳」も、宛名は小堀中務で仙洞御料分、表題・様式ともに上奈良村と同じである¹⁰⁾。そのためこの上奈良村の宗門帳は、様式から考えて吉田領ではなく幕府領の文書といえる。

つぎに村送り・寺送り手形の書式が記される。

村送り写之

古郷送り一札之事

一何某殿御領分山城国綴喜郡何村百姓何右衛門娘なに当年式拾三才ニ罷成候もの、此度其御村方

何右衛門方へ縁付遣シ申候、宗旨ハ代々浄土宗ニテ寺ハ同村浄音寺檀那ニ紛無御座候、則別紙
寺送り相添遣し申候、此もの於古郷ニ何ノ差構等一切無御座候、為後其御村方宗旨御帳面へ御
加入被成下候、為後日古郷送り一札如件

城州綴喜郡上奈良村

天保三辰三月 庄屋 何右衛門 印

何村御役人中

寺送り写

宗旨送り一札之事

山城国綴喜郡上奈良村

百姓 何右衛門

娘 すが

一右之者代々我等宗門ニ紛無之候、浄土宗ニ御座候、御公儀御法度之切支丹ニ毛頭無之候、依而
宗旨送り一札差出候、若又外方ヨリ宗旨之義ニ付キ故障申出候者有半ハ、我等罷出急度埒明可
申候、依而一札如件

山城国綴喜郡上奈良村

天保三辰三月 阿弥陀寺 (印)

何村役人中

各文書の表題は、下奈良村と同じく村送り「古郷送り一札ノ事」、寺送り「宗旨送り一札ノ事」で
ある。石清水八幡宮領、幕府領と領主が違い、そして宗門帳の様式は全く違っているが、村送り・寺
送り手形は同様の表題・書式である。関連の深い近隣の村で同書式とし、円滑な行政連携を実施して
いたとも考えられる。

3 淀藩領の宗門帳の変化

野尻村は、「往古不詳中古稲葉美濃守殿領地トナリシ比ヨリ、宗門并人別御改帳ト称ス」と、淀藩
領である。表紙には、天保3年(1832)3月「宗門并人別御改帳」と記載され、つぎのように本文の
書式が続く。

山城国綴喜郡野尻村

一浄土宗本国生国山城国綴喜郡野尻村 庄屋何某[㊦]年令

旦那寺山城国綴喜郡野尻村西向寺証文差上申候

一浄土宗本国生国山城国綴喜郡野尻村 年令女房[㊦]

旦那寺山城国綴喜郡野尻村西向寺証文差上申候

一浄土宗本国生国前二有之略ス 年二十 男子何某⑩

且那寺前ニ全シ略ス

ノ三人内<男二人女一人>

本文では、家別に、各人の本国・生国、年令、続柄、名前に続いて、最後に合計の男女人数が記される。後半は、借地人、惣人数、惣家数、寺宮名、牛馬数、野尻村肝煎・庄屋の奥書があり、寺社奉行・代官宛とある。本国・生国の記載、妻の名前が記されず「女房」、檀那寺の奥書がない点が、他領とは違う特徴といえる。

つぎの戸津村は、石清水八幡宮領との相給であるが、「本村往古之分不詳、淀城主へ差出ス」とあり、内容は淀藩領である。表紙には「切支端宗門御改帳」と記載され、本文の書式が続く。

山城国綴喜郡戸津村

年六十一

一浄土宗本国生国山城国綴喜郡戸津村 武右衛門

年五十一

女 房

年廿一

女子 一つ

ノ三人内<男一人女二人>

本文の、家別に年令、続柄、名前、合計の男女人数は野尻村と同じであるが、各人にあった本国・生国記載が家主のみとなっている。後半は、主人、借地人、「去ル卯年御改以後」の出生人、死人、出人、入人、寺替、宗旨替のいわゆる人数増減が追加される。その後、惣家数、寺宮名、牛馬数、戸津村肝煎・庄屋の奥書があり、宗門奉行・代官宛である。主人、借地人の記載は、つぎのように男女・身分別の人数を記す。

一主人合三百六人内

男百三拾五人

女百六十六人

出家 三人

神人 貳人

寺宮名には、寺の浄土宗浄音寺・阿弥陀寺・無量院、宮の八幡宮・住吉大明神・天満宮・水神と詳しく記される。野尻村に比べて、表題、本国・生国記載の変化、主人、「去ル卯年御改以後」の部分が追加されている。これは他村の文書と比較することで、時代による変化と考えられる。嘉永2年

(1849) 3月富野村(城陽市)「切支端宗門御改無田人帳」によると、借地人が無田人に変更された以外は、戸津村と同様の表題、項目、様式である⁽¹⁾。

高船・松井村(京田辺市)が月番を勤める同藩領西筋の、天保14年(1843)3月「西城州村々一紙寄目録」は、領内の人数を合計した文書である。本文の最初には「山城国綴喜郡相楽郡式拾壹ヶ村切支端宗門御改惣人数一紙寄目録」とあり、「切支端」表記も戸津や富野と同じである。宗旨別人数の後に、出生人、死人、出人、入人、寺替、宗旨替、惣家数、寺宮数が続く⁽²⁾。これは戸津や富野など各村の宗門帳の項目を合計したものといえる。そのため野尻の天保3年から、この天保14年までに、表題や記載内容の変化があったと考えられる。

村合計の文書は、松井村・南興戸村(京田辺市)が月番を勤めた、明治4年(1871)3月「山城国綴喜郡相楽郡切支端宗門御改惣一紙寄目録」も現存する⁽³⁾。様式は天保14年とほぼ同様であり、廃藩置県直前まで継続したことがわかる。しかし天保14年は惣人数としてまとめたものが、明治4年には主人、借地人の各男女・身分別人数となり変化する。また最後の寺宮数も、宮が最初、寺は最後に記入され、当時の神仏分離、廃仏の影響があると思われる。

おわりに

以上、八幡・京田辺地域の宗門帳について、「町村沿革取調書」を中心に、各領主別の比較をおこなった。京田辺市の近世文書と、現存しない八幡市域における明治期の調査史料双方を分析することにより、各領における詳細な行政の変化を分析することができた。特に、①石清水八幡宮・幕府・淀藩など領主別に宗門帳の様式が多様であったこと、②八幡市域の石清水八幡宮・幕府領の村では、「古郷送り一札ノ事」というように、一般的に村とある部分を「古郷」という、共通の言葉・様式を使用した。③同じ淀藩領でも、年代によって記載項目が変化していることの3点が判明した。はじめにでも述べたが、宗門改の様式や制度研究は事例蓄積の少ない分野であり、今後現存文書のみならず、「町村沿革取調書」のように現存しない近世文書を記録した近代の史料を分析対象として広げていく必要がある。

【注】

- (1) 『京都府立総合資料館所蔵文書解題』改訂増補、1993年、100頁。
- (2) 京都府立総合資料館所蔵、京都府庁文書「町村沿革調」1-1。
- (3) 東昇「宗門改帳の作成—岡山藩の宗門改帳の変遷—」『岡山地方史研究』82、1997年、1～10頁。同「津山藩における宗門改制度の変遷—宗教と地域情報の把握—」『京都府立大学学術報告』人文64、2012年、127～150頁、同「文化二年「天草崩れ」と宗門改帳—肥後国天草郡崎津村文書を中心に—」『京都府立大学学術報告』人文・社会60、2008年、69～84頁。
- (4) 松浦昭「支配形態と宗門改帳記載—越前国を中心として」、平井晶子「宗門人別改帳の記載形式—記載された家族を読む」、いずれも落合恵美子編『徳川日本の家族と地域性—歴史人口学との

対話』

- (5) 念佛寺所蔵、念佛寺文書 26。
- (6) 岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター編『美濃国本巣郡長屋村長屋家文書目録』（岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録6）2014年、ほ25～80の内。
- (7) 『美濃国本巣郡長屋村長屋家文書目録』5頁。
- (8) 『田辺町近世近代資料編』1987年、367～373頁。
- (9) 『日本歴史地名大系 京都府の地名』1981年、平凡社、ジャパンナレッジ版。
- (10) 京都府立総合資料館所蔵、「江津村文書」（館古293）3。
- (11) 『城陽市史』4、1996年、346～348頁。
- (12) 『田辺町近世近代資料編』、310～312頁。
- (13) 『田辺町近世近代資料編』、510～512頁。

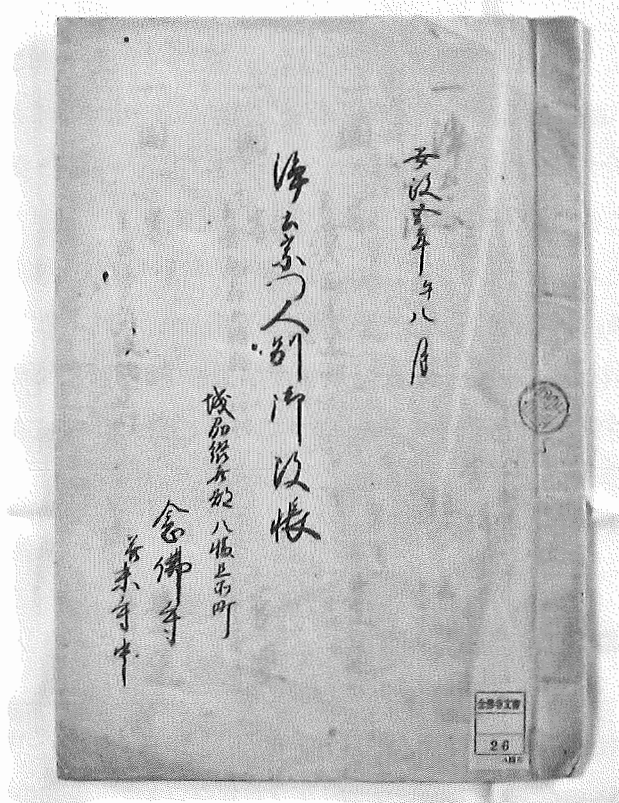


図1 浄土宗門人別御改帳

表紙解説

	1 2 3
5	4
(裏)	(表)

1. 西遊寺古文書調査の様子
2. 念佛寺門前（撮影：中井正寛）
3. 念佛寺古文書調査の様子
4. 安居橋から男山を望む（撮影：中井正寛）
5. 八幡清水井の路地田町（たまち）（撮影：中井正寛）



京都府立大学文化遺産叢書 第10集

石清水門前寺院・南山城地域の古文書

—京都府歴史資料の調査—

編集 竹中友里代（京都府立大学文学部特任講師）

東昇（京都府立大学文学部 准教授）

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5

京都教区八幡組浄土宗青年会

発行日 2016年3月30日

印刷 双林株式会社

〒601-8106 京都市南区新千本通十条下ル
